

## 補助金等事業概要

補助事業名	一般社団法人佐渡観光交流機構運営費補助金
補助の区分	団体運営補助
補助の概要	地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに地域への誇りと愛着を醸成する「観光地経営」の視点に立った観光地域づくりの舵取り役として、多様な関係者と協働しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するため、観光地域づくり法人の登録制度に関するガイドライン～観光地域づくり法人を核とする観光地域づくりに向けて～に基づき組織された一般社団法人佐渡観光交流機構が実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。
補助事業者	一般社団法人 佐渡観光交流機構
補助対象経費	一般社団法人佐渡観光交流機構定款第4条に定める事業またはその他市長が必要と認める事業のうち、体制整備費、観光地域づくり推進費及び市長が認める特定の事業費
類似補助の有無	無
	○同種の補助金の統合検討
補助金額（定額、上限、下限等）	予算の範囲内
	○少額（5万円以下）補助金の理由
補助率等	補助金対象経費のうち、予算の範囲内
	○補助率が市単独負担で実質1/2を超える理由
	自主財源の確保により補助金額の低減化は目指すものの、公益的事業を実施する団体への運営補助が主であるため
数値目標等	A 数値化
	①来訪者の満足度（調査における「大変満足」が占める割合） 令和8年度目標値44%
	②1人当たりの観光消費額 令和8年度目標値58,000円
	③市内の宿泊者数 令和8年度目標値392,000人泊
	○目標に対する費用対効果（計算式）
	○目標を数値化できない理由及び他の評価方法
補助制度開始	令和7年4月1日
見直し時期	—
補助終期	—
補助事業の募集・開示等	○開示内容及びその方法（手段） —
事業担当	（担当部署） 観光文化スポーツ部 観光振興課
	（電話番号） 0259-67-7602